

令和 5 年度環境物品等の調達実績の概要

令和 6 年 6 月 20 日
独立行政法人国際交流基金

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。

1. 令和 5 年度の経緯

令和 5 年 2 月 24 日に閣議決定された、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（以下「基本方針」という。）を受け、令和 5 年 4 月に「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）の策定を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

（1）特定調達品目の調達状況

特定調達品目の調達量等は、別表 1 及び別表 2 のとおりである。

① 目標達成状況

< 物品・役務 >

調達方針では、調達総量に対する基準を満足する物品の調達量の割合により目標設定を行う品目については全て 100%を調達目標としていたが、令和 5 年度中に調達実績のあった特定調達品目 104 品目のうち、基本方針の判断の基準を満足する調達量が 100%であったものは 82 品目であり、100%に至らなかったものが 22 品目あった。目標未達成であった品目中、調達率 95%以上が 6 品目、90～94%のものが 1 品目で、80%以上 90%未満のものが 3 品目だった。80%を下回ったものは 12 品目であった。

< 公共工事 >

公共工事については、令和 5 年度中の特定調達品目の該当はなかった。

② 調達目標を達成できなかった理由

基本方針の判断の基準を満足する物品・役務等を調達できなかった主な理由は、機能・性能上の必要性、調達を要する物品・役務の仕様に対応する製品がなく入手できなかった、重度障がい者雇用企業への発注促進のため、もしくは費用面から判断の基準を満足しない製品を調達せざるを得なかったことによる。

（２） 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

特定調達品目等以外の物品・役務等の調達については、エコ商品ねつとに記載された製品や、品目によって個別に定められているガイドラインに沿った製品など、環境への負荷の少ないものを選ぶよう努めた。また、各課の担当者に、適切な商品を調達するよう周知した。

（３） 令和５年度調達実績に関する評価

令和５年度の調達において、全体の７割以上にあたる品目で調達率が１００％となった。令和４年度よりも調達率は増加したものの、調達目標値を達成できなかった品目が引き続きあったため、令和６年度以降の調達においても引き続き環境物品等の調達の推進を図り、可能な限り環境への負担の少ない物品等の調達に努めるものとする。

以上

〔添付書類〕

別表１：令和５年度特定調達品目調達実績取りまとめ表

別表２：令和５年度「公共建築物等木材利用促進法」及び「グリーン購入法」に基づく
間伐材及び合法木材の利用に係る集計表